

9.11 大田区豪雨で被災された事業者の皆様へ

令和7年9月11日の大田区豪雨で被災された事業者の皆様には、ここからお見舞い申し上げます。
事業者の皆様への支援を次のとおり進めておりますのでお知らせいたします。

被災証明書の発行について

災害により、店舗・工場・動産などの被害を受けたことについて、届け出たことを証明します。

◇申請先 ⇒ 住所地を管轄する各特別出張所



見舞金について

①または②に該当する場合に、見舞金をお支払いします。

①店舗、事業所及び工場等で半焼、半壊以上の被害を受けた事業所（床上0.1m以上の浸水）
：1事業所 20,000円

②床面が浸水（床上0.1m未満の浸水）かつ設備不良の被害が生じた事業所：1事業所 10,000円

◇申請先 ⇒ 住所地を管轄する各特別出張所

名称	所在地	お問い合わせ先
大森東特別出張所	〒143-0013 大田区大森南四丁目9番1号	03-3741-8801
大森西特別出張所	〒143-0015 大田区大森西二丁目16番2号 区民活動支援施設大森（こらぼ大森）1階	03-3764-6321
入新井特別出張所	〒143-0016 大田区大森北一丁目10番14号 Luz大森1階	03-3761-5303
馬込特別出張所	〒143-0027 大田区中馬込三丁目25番5号	03-3774-3301
池上特別出張所	〒146-0082 大田区池上一丁目29番6号	03-3752-3441
新井宿特別出張所	〒143-0024 大田区中央一丁目21番6号	03-3776-5391
嶺町特別出張所	〒145-0072 大田区田園調布本町7番1号	03-3722-3111
田園調布特別出張所	〒145-0071 大田区田園調布一丁目30番1号	03-3721-4261
鵜の木特別出張所	〒146-0084 大田区南久が原二丁目30番5号	03-3750-4241
久が原特別出張所	〒146-0085 大田区久が原四丁目12番10号	03-3752-4271
雪谷特別出張所	〒145-0065 大田区東雪谷三丁目6番2号	03-3729-5117
千束特別出張所	〒145-0062 大田区北千束二丁目35番8号	03-3726-4441
六郷特別出張所	〒144-0055 大田区仲六郷二丁目44番11号	03-3732-4885
矢口特別出張所	〒146-0093 大田区矢口二丁目21番14号	03-3759-4686
蒲田西特別出張所	〒144-0051 大田区西蒲田七丁目12番2号1階	03-3732-4785
蒲田東特別出張所	〒144-0053 大田区蒲田本町二丁目1番1号	03-5713-2001
糀谷特別出張所	〒144-0034 大田区西糀谷二丁目14番13号	03-3742-4451
羽田特別出張所	〒144-0043 大田区羽田一丁目18番13号	03-3742-1411

事業系ごみについて

事業系ごみの排出については、大田区廃棄物処理協同組合にご連絡ください。

（申し込みフォームからお申し込みください）



（裏面もあります）

被災中小企業向け 無利子・低利子融資制度について

【区：大田区中小企業融資あっせん制度】・・・・・・・・・・・・・・・・

区が低利の融資を取扱金融機関にあっせん、取扱金融機関が融資を実行し、区が支払利子の一部又は全部を補給する制度です。

※本制度は、区が直接融資するものではなく、融資の可否及び融資額については、金融機関等の審査によります。

＜豪雨による浸水被害等で活用できる主なメニュー＞

●被災小規模事業者向け融資（小規模企業特別事業資金）（小口資金の制度に該当する場合は 300 万円まで全額利子補給）

豪雨による浸水被害等で運転・設備資金が必要な小規模事業者の方へ

●経営強化資金（小口資金の制度に該当する場合は 1,000 万円まで全額利子補給）

経営環境の変化等により売上が減少し、経営安定のための運転資金が必要な方へ

※そのほか、目的の資金使途（運転または設備）に応じたメニューをご検討ください。

※ご利用の際には、区のホームページ又は「大田区中小企業融資あっせん制度のご案内」パンフレットを必ずご確認ください。

ご不明な点はお問い合わせください。融資メニューや手続きの流れなど、ご案内いたします。

◇問合せ先 産業振興課 融資係 TEL 03-3733-6185 FAX 03-3733-6159



【都：東京都中小企業制度融資】・・・・・・・・・・・・・・・・

中小企業の皆様に、事業に必要な資金を円滑に調達していただけるよう、東京都、東京信用保証協会、金融機関の三者が協調して資金を供給する制度です。

※融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合があります。

＜豪雨による浸水被害等で活用できるメニュー＞

●経営一般（経営安定融資）

外的環境の変化に伴い事業活動に影響を受けている中小企業者等向けの融資です。

（災害により事業活動に影響を受けている中小企業者等で、官公庁の発行するり災証明を受けていることが必要となります。なお、小規模企業者は2分の1の信用保証料補助があります。）

※ご利用の際には、都のホームページを必ずご確認ください。



経営に関するご相談

●PiO フロント（ピオフロント）

その他、経営上のお困りごとがございましたら PiO フロントへご相談ください。

ご相談内容に応じて、他の関係窓口のご案内もいたします。

〒144-0035 東京都大田区南蒲田 1-20-20 大田区産業プラザ 1 階

TEL 03-3733-6144 FAX 03-3733-6122

